

**法務副大臣「今後の外国人の受入れ等に関するプロジェクト」
「今後の外国人の受入れについて」（中間まとめ）の意見募集結果について**

第1 標記中間まとめについて、本年6月16日から7月15日の1か月間にわたり、法務省ホームページ上で意見募集を行ったところ、437件の御意見・御要望が寄せられました。

今後、提出された御意見・御要望を踏まえ、できるだけ早期に副大臣プロジェクトとしての報告を取りまとめるよう、積極的に検討を進めていきたいと考えています。

第2 この意見募集で寄せられた主な御意見・御要望は、下記のとおりです。

(1) 総論部分について

外国人労働者受入れについて 426件

- 外国人の受入れ拡大には反対。
- 外国人犯罪が世を騒がす今、受入れに際しては「治安を必ず維持する」という覚悟と具体的な施策を盛り込み、私達国民を納得させるべき。
- 「本音と建前」とあるが、何を「本音」で何を「建前」と言っているのか、もう少し丁寧で具体的な説明が欲しい。

受入れの上限を総人口比3%とすることについて 322件

- 「中長期的な在留外国人（特別永住者を除く）数の上限を総人口の3%に設定する。」とあるが、3%の根拠が不明。
- 国際的な交流人口の拡大、労働者の確保が困難な分野における優秀な外国人材の確保は、我が国の経済ならびに地域社会の活性化を図る上で不可欠であり、中長期的な観点から外国人の受入れを拡大するという方針を支持。

<副大臣PTの考え方>

総論としては、外国人の受入れ拡大に反対するという趣旨の御意見が多数を占めましたが、その理由として、治安がこれ以上悪化することを懸念しての意見が多く見られました。一方で、受入れ拡大に賛成する意見においても、治安の問題が解決されることを条件としているものが見られ、賛成意見・反対意見ともに「治安の維持、回復が必要である」との基本的な認識で一致しています。

治安の回復につきましては、まず政府として、近年の外国人犯罪の深刻化に対処するため、平成15年12月の犯罪対策閣僚会議において決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、今後5年間で不法滞在者を半減させ、国民が安心して暮らすことができるようにすることとされ、法務省としましても、社会が外国人の受入れに抵抗感を持つことにつながる不法滞在者を減少させ、外国人を受け入れやすい環境を作っていくため、警察を始めとした関係機関との連携を密にしつつ、不法滞在者の半減に向けた取組を強力に推

進んでいます。今回いただいた御意見を踏まえ、引き続き、我が国の治安を回復するための取組を推進していきたいと考えています。

「本音と建前」に関しては、「本音」と「建前」の内容が不明確との御意見が散見されましたが、例えば研修・技能実習制度のように、制度本来の趣旨（「建前」）としては、技術、技能の移転を通じて国際協力を行うものであるところ、その趣旨が十分に理解されず、結果的に低賃金労働者の確保の手段として利用される場合（「本音」）の多いものについては制度を再編する、という趣旨です。御指摘を踏まえ、今後誤解が生じないように具体的な説明を加えるなど更に工夫したいと考えております。

「中長期的な在留外国人（特別永住者を除く）数の上限を総人口の3%に設定する」点については、「3%では多い」という理由からの反対意見が大多数でした。また、「3%を維持する手段があるのか疑問」との趣旨の御意見も見られました。

「総人口比3%」については、平成17年末現在で、我が国の総人口に対する在留外国人の割合が1.57%となっており、特別永住者を除いた割合では約1.2%になること、在留外国人数が毎年増加傾向にあること、等を踏まえ、この中間まとめに掲げた施策が仮に実現した際に「在留外国人が急増するのではないか」との不安に応えるため、あくまで上限の当面の目安として提示したものです。いただいた御意見では多数が「3%は多過ぎる」との趣旨のものでしたが、これは、「3%」があたかも数値目標であり、外国人の数を現在の2倍程度まで増加させることを目標とするかのような誤解を招いた結果、不安を感じた方が多かったものと考えられます。「総人口比3%」という提案は、法令等に数値設定を設ける趣旨ではなく、政策上の指標として掲げたものでしたが、「数値設定すること自体妥当ではない」との御意見もありました。総人口に占める外国人の割合については、外国人を受容する我が国の社会情勢、国民感情等を十分に勘案して慎重に検討していく必要があると考えております。

（2）研修・技能実習制度の改編と中間技能労働者の受入れについて 23件

- 本取りまとめの説明だけでは、中間技能労働者とは何か分からない。
- 現行の研修・技能実習制度は企業経営者及び送出し国の上に広く定着し、大きな役割を果たしており、現行制度の当面する課題の解決を図りながら、外国人労働者受入れの新たな枠組みを導入すべき。
- 受入れ人数枠の拡大、研修・技能実習期間の延長、新たな在留資格の創設を行うべき。

社会的コスト負担について 20件

- 「社会的コスト」の内容を明確に示すべきである。

〈副大臣PTの考え方〉

「中間技能労働者」については、現在でも外国人労働者を受け入れている専門的、技術的分野とは評価できないものの、誰でもすぐにできるような単純労働ではない、一定の技術、技能を要する分野に従事する外国人労働者を総称し

た、本中間まとめでの呼称ですが、今後、より分かりやすい説明を検討していきたいと考えております。

「社会的コスト」については、例えば、外国人子弟の教育や保険、医療に係る費用などのように、外国人の受入れに伴い発生する教育、福祉等に係るコストを想定しています。

研修・技能実習制度の再編については、賛成、反対の意見が分かれました。賛成意見の中には、「中間技能労働者について単純労働者との区別を明確化する」ことを前提としたものが見られましたが、この趣旨の意見は、反対意見の中にも多く見られ、単純労働者の受入れにつながることへの懸念が賛成意見・反対意見に共通しているものと思われます。この点については、本PTでも、単純労働者の受入れには十分慎重に対応すべきと考えています。

また、「現行の研修・技能実習制度は企業経営者及び送出国の間に広く定着し、大きな役割を果たしている。」との趣旨から、同制度の再編に対して反対意見も多く見られましたが、これは、副大臣PTの考え方が正確に伝わらなかったことによる誤解と考えられます。本中間まとめでは、開発途上国への技術移転のための制度である研修・技能実習制度を低賃金労働者確保の手段として利用させないため、制度を再編し、研修当初から雇用の形態をとって賃金等も日本人と同等の条件で行うことを提案しています。もちろん、雇用形態となっても、外国人が技術等を修得後、母国に帰ることを妨げるものではなく、現行の研修・技能実習制度の下で適正な研修等を実施している企業は、雇用関係の下で外国人労働者を受け入れることが可能な制度を想定しています。

受入れ人数の拡大、研修・技能実習期間の延長、新たな在留資格の創設など研修・技能実習制度の存続を前提とした制度の見直しに関する御意見については、副大臣PTでは上記のとおり制度の再編を指向していますが、今後の政府全体としての検討の中で、併せて検討していきたいと考えています。

(3) 総合的な外国人の在留管理制度の構築について 33件

- 日本人労働者に求めている報告を外国人労働者に求めることは、外国人の人権侵害につながる恐れがあるため、十分気をつけるべき。
- 外国人の在留管理については、既に毎年、事業所を対象に「外国人雇用状況報告制度」が実施されており、新しい在留管理制度を検討する際は、雇用主に対し過度な事務負担を課さないよう考慮すべき。

在留カードについて 11件

- 「在留カード（仮称）」と外国人登録証との違いを明らかにすべき。
- 「在留カード（仮称）」はプライバシーの制限にあたり、反対。

<副大臣PTの考え方>

「在留カード（仮称）」と現行の外国人登録証明書との大きな相違点は、市区町村で申請手続きを行うのではなく入国・在留許可の際にその事実を反映したカード型の文書を入国管理局が直接交付することにより、在留外国人がその滞在に

係る許可内容をより明確な形で立証できるものをイメージしている点です。

御意見にあるように、プライバシーに配慮しながら、適正な在留管理を図りつつ、利便性の向上にもつながるものとするよう慎重に検討を進めていきます。

また、外国人本人に居住地や転職等の報告を求めたり、雇用主や受入れ機関に必要な報告を求めることについても、外国人の人権に配慮し、さらに既存の制度との整合性を考慮して過度な負担が新たに生じないようにする必要があると考えています。

(4) 日系人の受入れ政策の見直しについて 30件 (日系人からの意見10件)

- 日系人も日本語やマナーを学び地域と協調すべきである。
- 突然日本語を学ぶことを求められても、工場で昼夜働き尽くめの毎日、どうして学ばばよいのか。政府や企業は学びの場を保証してくれるのか。
- 求められる日本語レベルが不明確。これでは不安をあおる。能力の測定方法・猶予期間と併せ、一刻も早く明確にすべきである。
- 日系人は、日本語を話せる様になっても職場で出世するものでもなく、これまで日本語を覚えることのメリットを感じにくかった。政府は日本語学習・日本語教室参加へのインセンティブを保証すべきである。

〈副大臣PTの考え方〉

日系人が多く在留する地域で見られるような生活上の問題等に適切に対応するためには、労働、教育、福祉に係る支援施策等様々な分野の施策で連携することが不可欠であることから、地方公共団体等の取組等も参考に、現在、国全体としての方策を検討しているところです。なお、外国人が我が国で様々な活動を行っていく上で、日本語によるコミュニケーション能力が重要であることから、国内外の外国人に対する日本語教育・普及施策を担う関係府省とも連携を深め、出入国管理行政としての役割を果たしていくとの方針で検討を進めていきます。

寄せられた御意見には、求められる日本語レベルを明記するべきとの趣旨のものが見られましたが、この点については、通常、日本での生活に不自由のない程度の日本語能力を有している必要があるとの考え方を基に、日本語能力も在留のための要件に加えることを提案したものであり、個々の在留資格の特性を考慮しつつ検討していきたいと考えています。

(5) 「興行」の在留資格による外国人エンターテイナーの受入れ政策の見直しについて 4件

- むしろ、今まで出来ていなかったことが非難されるべきである。入管と警察がしっかりした連携体制を築くべきである。

〈副大臣PTの考え方〉

副大臣PTとしても、違法行為については、警察等関係機関と連携して、取締を行っていくべきと考えています。

(6) 教育機関の在留管理能力に応じた留学生・就学生の受入れ 12件

- 短絡的な拡充は、かつての日本語学校の幽霊留学生問題などを引き起こす。
- 受入れを規制等するための不法残留率の具体的な数値については、慎重な検討が必要。

〈副大臣PTの考え方〉

留学生、就学生の受入れに際しては、御意見にもあるように、短絡的な拡充を行うのではなく、大学等の教育機関における教育内容の充実が図られるとともに、適切な入学者選抜の実施や在籍管理が行われることが不可欠であると考えています。入国管理局としましても、教育機関に対する実態調査を積極的に行い、在籍管理等に問題のある教育機関の実態を把握するよう努めているほか、教育機関に対して在籍管理の徹底について周知を図っています。

また、「不法残留者を一定程度（外国人受入れ人数の規模に応じ、1%から10%）以上出した教育機関については、その後の受入れを規制等する。」との点について、具体的な数値としましては、現在、日本語学校等では入国した就学生のうち、3%以上が不法残留した場合、以降の受入れの申請時に提出書類について厳格な審査を行うなどしているところです。御意見にありますように、具体的な数値につきましては、今後慎重に検討し、適切に対応していきたいと考えています。

(7) 永住許可と帰化について 55件

- 緩和に慎重な立場から、「我が国への貢献が大きい」の明確な基準設定が必要。
- 永住者が帰化して国民となるルートを原則とする方針は問題ではないが、永住許可に関する現行の要件（原則10年の滞在）を、帰化の要件（原則5年の滞在）よりも緩和することとセットにしないかぎり、事実上、帰化要件の厳格化をもたらすことになる。

〈副大臣PTの考え方〉

永住許可申請における「我が国への貢献が大きい」の明確な基準設定については、既にホームページにおいて『我が国への貢献』に関するガイドライン』として公表しています。さらに、これと併せて公表している「我が国への貢献による永住許可・不許可事例」を充実させ、基準の明確化を図る方向で検討を進めていきたいと考えています。

また、御意見にもあるように、現在は永住の在留資格を取得するための要件の一つが10年の滞在となっている一方、帰化のための一般的な要件の一つが5年の滞在となっている点については、必ずしも滞在期間のみによって許否を判断するものではありませんが、御意見を踏まえ、適切に対応していきたいと考えています。

(8) 外国人の生活基盤の整備について 47件

- 企業が必要としている外国人のケアは、企業が責任をもって行うべき。
- 外国人労働者政策の観点や在留外国人の管理、子弟の教育等の義務の賦課という面が強調される一方、多民族・多文化の共生する社会の構築や外国人の基本的人権の確立という観点には触れられておらず、大きな問題である。

〈副大臣PTの考え方〉

本中間まとめでは、外国人の方々の権利を保障する一方で義務も履行してもらうという考え方を基本とし、例えば子どもの教育、労働保険、社会保険等について、国や地方公共団体、受入れ企業と外国人本人が役割分担をして義務を果たすことを提案しています。いただいた御意見にあるように、企業が必要とする外国人の生活基盤の整備については、その内容に応じて、国や企業が役割分担して行うとの方針で検討していきます。

また、多民族・多文化の共生する社会の構築や外国人の基本的人権の確立という観点に触れていないとの御意見につきましては、まさに、多民族・多文化が共生するために、外国人の生活基盤を整備する必要があるとの考え方で本項目を提案しているのであり、この点についても、明確に説明を加える必要があると考えています。さらに、外国人の基本的人権の確立についても、中間まとめで「合理的な権利の保証と義務の賦課を実現する」と示しており、義務の賦課のみならず権利の保証についても同様に検討していくこととしています。

(9) 国際交流の推進や諸外国との協力について 285件

- 交流推進の対象国を選ぶ際には、当該国籍者の日本における犯罪状況（検挙件数、検挙人数等）を勘案すべき。
- 就労を目的とした留学生が現在問題となっている中で、帰国時期が来ても、なし崩し的に在留したり、本来の目的から逸脱する滞在状況も懸念される。
- 厳格な出入国審査が実施される保証ができない限り、人的交流の活発化策を論じるべきでない。

〈副大臣PTの考え方〉

査証免除やワーキングホリデー対象国等の検討に当たっては、治安面への影響を勘案することは当然と考えています。

また、厳格な出入国審査や受け入れた外国人の適正な在留管理についても御意見をいただいておりますが、今後とも、外国人の在留状況の把握に努め、不法滞在や不法就労の問題に留意しつつ、円滑な受入れを図っていきたいと考えています。

(10) 出入国管理手続の合理化について 61件

- 「合理化」が「審査の簡易化や免除」を意味しているのであれば反対。
- 現在の出入国基準は分かりにくいいため、これまで問題となった事例や必要な書類の情報などをデータベース化し、広く公開して欲しい。

〈副大臣PTの考え方〉

「合理化」とは、中間まとめでも挙げているように、例えば再入国許可申請書と在留期間更新申請書などのように、重複する事項が多く含まれる申請書については様式を一本化し、申請者側及び行政側双方の利便性を高めるとの趣旨であり、決して「審査の簡易化や免除」を意味しているものではありません。

また、現在、ホームページ上で出入国手続に関する必要書類やQ&A等を公表しており、現行の上陸許可基準の解説の公表等の広報に努めていきたいと考えています。

(11) 意見募集方法等について 7件

- 一般の人々がさほど訪れるとは思えない法務省のホームページでのみ告知・意見募集を行うのは不十分ではないか。
- 抽象的な表現や飛躍した内容が随所に見られ、意図が伝わりにくい。
- 外国人の現状や文中の用語、制度について、説明が不足している。入管法や外国人関連の制度について知識のない者でも完全に理解できる内容にするべきである。
- 国民が議論に参加できる場を提供したこと自体は評価。

〈副大臣PTの考え方〉

表現が抽象的であるとの御意見や、用語、制度について説明不足であるとの趣旨の御意見については、御指摘を踏まえまして、現行の制度や中間まとめで使用している用語等につき、具体的に説明を加え、意図が正確に伝わるように改善したいと考えています。

また、意見募集の方法については、ホームページのみでは必ずしも十分ではないとの趣旨の御意見もありましたが、本中間まとめは、今後の外国人の受入れについて議論するための叩き台であるとの位置づけではあるものの、意見募集の方法として、実際の法令改正を行う際の意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）に準じた形式で行ったため、ホームページでの意見募集としたものです。